

なかつ学童クラブ(学童保育)入所概要

1. 保育の基本方針

- ◎ 就労等の都合により、家庭で児童保育が出来ない場合に、保護者に代わって、一定の時間あずかり、家庭や地域社会と連携を密にし、家庭的機能の補完を行う。
- ◎ 子どもが健康、安全で安定した生活環境で活動でき、健全な心身の発達を図る。

2. 保育の実施日、対象児童、定員

- ◎ 保育実施日は、日曜日・祝日・休所日以外の毎週月曜日から土曜日とする。
- ◎ 対象児童は、原則として町内に住所を有する小学校に就学中の1年生から6年生の児童とし、保護者が就労等により不在又は産前産後休暇期間において、放課後等保育が出来ない家庭の児童とする。
- ◎ 定員は、おおむね20人程度とする。
- ◎ 毎月の出席調査を鑑み、低学年を優先する場合がある。

3. 保育時間

- ◎ 平日 : 授業終了後～午後6時まで
- ◎ 土曜日 : 午前8時～午後1時まで(長期休校中も同じ)
- ◎ 延長保育 : 午後6時～午後7時まで(学童クラブへ事前連絡が必要)
- ◎ 早朝保育 : 午前7時30分～午前8時まで(学童クラブへ事前連絡が必要)
- ◎ 春・夏・冬休み・臨時休校日 : 午前8時～午後6時まで
(但し、夏休み期間中のプールの使用については、保護者の責任でお願いします。)

4. 休所日

- ◎ 日曜日、祝日、その他(緊急等を要する日)
- ◎ お盆(8月13日～8月15日まで)
- ◎ 年末年始(12月29日～1月3日まで)

5. 保育料

- ◎ 月額7,000円(出席日数が月12日以下の場合は、月額4,000円)
- ◎ 8月(1日～31日まで)は、月額15,000円(出席日数が月12日以下の場合は、月額8,000円)
- ◎ 保育料は前月の実績に基づいて、翌月初旬頃に請求させていただきます。
- ◎ 延長保育料及び早朝保育料は、30分ごとに150円
翌月初旬頃に保育料と合わせて請求させていただきます。
- ◎ おやつ代等として、月額2,000円(出席日数が月12日以下の場合は、月額1,000円)
- ◎ 減免制度がありますのでご相談下さい。(申請が必要です。)

6. 気象警報の取り扱い

- ◎ 日高川町に大雨、暴風、洪水のいずれかの警報が発表された時、又は大地震発生による避難指示が発表された時は、開所前は休所、在所中は学校と同様の対応となりますが、天候や気象情報等により安全面を考慮し、出来る限り早いお迎えをお願いします。(別紙参照)尚、お仕事の関係等でどうしても迎えに来られない方は、必ず学童クラブにご連絡下さい。

7. すぐーる(連絡アプリ)の利用について

- ◎ 小学校と同様に、学童でも「すぐーる」を利用します。気象警報が発表された場合や、緊急を要する場合に利用しますので、登録をお願いします。
登録方法は、後日ご案内致します。

8. 持ち物について ※必ず名前を書いてください。

- ◎ 毎日持って来る物
 - ・水筒 ・ハンカチ(ポケットに入れておくもの) ・マスク
 - ・手ふき用タオル1枚(フックにかけられるようにして下さい)
 - ・れんらく帳(学童で準備していますので、登所時にお渡しします)
- ◎ 学童に置いておく物
 - ・体育館シューズ
 - ・着替え(上着・ズボン・下着・ソックス)を袋にまとめて入れて下さい。
- ◎ 春・夏・冬休み・臨時休校等、一日中在所する場合は、お弁当を持参して下さい。

9. 出欠等の連絡

- ◎ 無断欠席のないよう、欠席の場合は、必ず保護者の方からご連絡下さい。
- ◎ 2ヶ月にわたり学童を利用しない場合は、事前に住民課へお知らせ下さい。
- ◎ お家で体調が悪かったこと等もお知らせ下さい。

10. 急病、薬の服用等

- ◎ 急な病気に際しては、その症状にもよりますが、保護者の方にご連絡しますので、迎えに来て下さい。
- ◎ 急病に限らず学童保育では、飲むお薬(内服薬)を出すことは出来ませんので、普段常用されている方は、保護者の責任においてご用意下さい。

11. 傷害保険

- ◎ 児童は傷害保険へ加入します。

12. 入所申込受付

令和7年1月16日～1月31日までに、申込関係書類へご記入の上、本庁住民課又は中津支所地域振興課にお申し込み下さい。なお、就労証明書につきましては令和7年度保育所入所申込書に添付し、日高川町役場に提出している方については不要です。

13. 連絡先

- ◎ 日高川町役場 住民課 22-1701
- ◎ 日高川町役場 中津支所 中津地域振興課 23-9503
- ◎ なかつ学童クラブ 090-3845-9879